

2025年9月



葵総合経営センターだより

特 集

設備投資税制改正

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「アンコール・ワット」

目次

2 今後の政局の行方

3 “自らの物語”を望む時代

4 設備投資税制改正

6 雇用保険法(育児関連)の改正

7 危急時遺言

8 ご案内

今後の政局の行方

センター代表 杉浦 康晴

東海地方のみならず、全国的にも猛暑が続いています。度々、各地で気温が40℃を超えるなどしており、30℃台前半の気温ではむしろ涼しいと感じるくらいの異常気象です。9月に入ったとはいえ、まだまだ厳しい暑さは続きます。皆様も体調にはくれぐれもお気をつけてお過ごしください。

さて、7月20日に投開票された参議院議員選挙では、政権与党である自民党・公明党が改選議席で47議席を獲得したものの、必要とされていた50議席には届かず、参議院における過半数を失いました。これにより、与党連合は衆参ともに少数勢力となり、1955年以来初めての「両院とも過半数割れ」の事態となりました。

投票率は58.51%と前回を大きく上回り、特に期日前投票は約3,300万人にのぼるなど、有権者の関心の高さが示されました。立憲民主党は22議席、国民民主党も22議席へと躍進しました。一方、参政党は比例・選挙区あわせて15議席まで拡大し、非既成政党として急速に存在感を高めています。参政党の躍進については、地方組織やSNS戦略などを背景に、持続性のある勢力として注目されており、単発の保守系政党とは一線を画しています。

参院選の結果、政策に「消費税減税」や「賃金底上げ」などを掲げた野党への支持が明確となり、有権者の生活実感と結びついた訴えが功を奏しました。

一方、与党側は経済対策としての給付金提案などが支持されず、特に石破首相による「消費減税などの発言のブレ」が信頼を損なったとの指摘もあります。

この原稿を執筆している現在（8/4）では、石破首相は続投を表明していますが、参院選の惨敗を受け、首相のリーダーシップや政権運営能力に対する疑問の声も強まっています。党内ではポスト石破をめぐる動きも活発化しつつあり、今後の政局は一層流動的になることが予想されます。

与党だけでは委員会や本会議での多数派を確保できない以上、野党との連携や合意形成は不可欠となります。財政・物価対策、社会保障制度改革、外交・防衛政策など、重要課題が山積する中で、政局の不安定さが政策遂行の停滞につながらないように、国民生活に寄り添った議論と迅速な対応が求められています。

私たちの生活に直結する政策の行方を見極めるためにも、今後の国会の動向には引き続き注目していきたいところです。



“自らの物語”を望む時代

— 情報よりも文脈に動かされる私たち —

葵経営コンサルティング 中島 和人

2025年7月の参議院選挙では、新興政党が若年層の票を集めました。

注目すべきは、その支持のされ方です。「どの政党も同じ」「生活に関係ない」と投票から距離を取っていた若者たちが、今回は自ら投票所に足を運びました。何が変わったのでしょうか。背景には、政策内容そのものよりも、「これは自分たちの話だ」と感じさせる語り、すなわちナラティブの変化があると考えます。新興政党の躍進には、SNSの普及、既成政党への距離感、右傾化などが要因として語られることもあります。しかし**根底にあるのは「物語への参加」です。人びとは単に情報に反応したのではなく、「自分の話として語れる政治」に初めて触れたこと、このことは極めて重要です。**たとえば「給料を上げる政治」「控除を増やす」といった語りは、単なる制度説明にとどまらず、生活者の不満や希望を包み込んでいました。それらは情報としてではなく、「自分の生活や未来とつながる物語」として受け取られました。合理的な損得よりも、感情や経験とのつながりによって政治が立ち現れました。共鳴によって人が動く、それを示した選挙であったと考えられないでしょうか。

政治が「自分の関心や経験と同化できる物語」として立ち上がる時、人は初めて、自らの手で社会を選び取ろうとします。ここで言うナラティブとは、単なる説明ではなく、「なぜそれが自分にとって意味を持つのか」を、感情や経験と結びつけて理解する枠組みのことです。それは**他者の語りを聞くことにとどまらず、自らの体験と重ね合わせ、「自分の話」として実感する構造**です。

この構造は政治に限られません。近年、あるオンラインコミュニティでは、参加者がイベント運営やプロジェクト支援を有償で販売していました。外部からは「搾取ではないか」との批判もありましたが、当の参加者たちは「ある世界観に共感している」「自分のアイデアが形になる」「仲間とともにつくることに意味がある」と語っています。ここでも報酬より、「ナラティブへの参加」が行動の根拠となっていたと考えます。人びとは「与えられた意味」に従うだけでなく、「意味をつくる側に立ちたい」と願っており、それは政治や経営、コミュニティという異なる場面で現れているのだと考えられないでしょうか。経営者にとっても、特にマーケティングや人事で示唆に富む構造と考えます。

もちろん政治とオンラインコミュニティには、制度的役割や社会的影響の重みが異なります。そのため、安易な同一視は避けなければなりません。しかしここでは、「人が物語に巻き込まれ、行動に至る構造」に着目しています。ただし、ナラティブの共感力が強まるほど、無償労働の固定化や排除の構造が見えづらくなる危険もあります。誰に開かれ、誰に閉じられているのか。ここは常に問い続ける必要があります。それでも、情報があふれる現代において、自分が何を信じ、どこに属し、何に参加するかを考える上で、ナラティブは単なる説明ではなく「**意味のフレーム**」として機能していると考えられないでしょうか。

商品や政策を、人びとが「自分の体験や願いを重ねられる物語」として提示する。そうした設計が信頼と関係性の土台となる時代に、私たちは足を踏み入れているのかもしれない。

設備投資税制改正

葵総合税理士法人 三宅 由里

1 中小企業投資促進税制（令和9年3月31日まで延長）

適用対象資産

- ①機械および装置（注1）で1台160万円以上のもの
- ②製品の品質管理の向上等に資する測定工具および検査工具で、1台120万円以上のもの
- ③上記②に準ずる測定工具および検査工具の合計額が120万円以上のもの
（1台の取得価額が30万円未満であるものを除きます）
- ④ソフトウェア（複写して販売するための原本、開発研究用のものまたはサーバー用オペレーティングシステムのうち一定のものなどは除きます）で次のいずれかのもの
 - I 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - II その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの合計額が70万円以上のもの
- ⑤車両および運搬具のうち普通自動車で、貨物運送用且つ、車両総重量が3.5トン以上のもの
- ⑥内航海運業の用に供される船舶（注2）
（注1）コインランドリー業（主要な事業であるものを除きます）の用に供するもので、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除かれています。
（注2）総トン数500トン以上の船舶は、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限られます。

適用対象法人 青色申告書を提出する中小企業者・商店街振興組合・農業協同組合等

税制内容（特別償却又は税額控除を選択）

特別償却限度額

基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。

基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75%を乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額を言います。

税額控除限度額

基準取得価額の7%相当額です。尚、税額控除の控除上限は、その事業年度の調整前法人税額の20%相当額を上限とされています。

2 中小企業経営強化税制（令和9年3月31日まで延長）

適用対象法人 青色申告書を提出する中小企業者・商店街振興組合・農業協同組合等

適用要件

- ・ 経営力向上計画の策定が必要
- ・ 対象となる事業内容であること（電気業、熱供給業、水道業、娯楽業（映画業を除く）は対象外）

税制内容（即時償却又は税額控除を選択）

即時償却 取得価額全額が経費となります。

税額控除 取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）

適用対象資産

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型 生産性向上設備	生産性が旧モデル比平均1%以上向上	工業会等	①機械装置（160万円以上） ②工具（30万円以上） ※A類型は測定器具又は検査工具に限る	・ 生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品 本店 寄宿舍等に 係る建物附属 設備、福利厚生 施設に係るもの は非該当 ・ 国内への投資 である事 ・ 中古資産や 貸付資産で 無い事等
B類型 収益力強化設備	投資利益率が年平均7%以上	経済産業局	③器具備品（30万円以上） ④ソフトウェア（70万円以上） ※A類型は、設備稼働状況等に係る情報収集機能 及び分析・指示機能を有するものに限る	
D類型 経営資源 集約型設備	修正ROAまたは有形固定資産回転率が 一定割合以上		⑥建物附属設備（60万円以上）	
B類型拡充 経営規模 拡大設備	・ 投資利益率が年平均7%以上 ・ 売上高100億円超を目指すロードマップ作成 ・ 売上高成長率年平均10%以上を目指す ・ 前年比売上高10億円超90億円未満 ・ 最低投資額1億円OR前年度売上高5%以上 ・ 賃上げ率2.5%OR5.0%以上等		上記①～④に加え、 建物及びその附属設備（1,000万円以上） ※生産性向上設備導入に伴い新增設されたものに 限る ※税制対象の設備投資総額上限は60億円	

対象資産が御座いましたら、ご検討を宜しくお願いいたします。

参考資料

No. 5433 中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）

URL (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5433.htm>)

令和7年度版 改正税法の手引き

中小企業庁 中小企業経営強化税制

URL (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html)

雇用保険法(育児関連) の改正 (令和7年4月施行分)

葵労務管理事務所 犬飼 昭士

男女共に仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児休業や介護休業に関する法律の一部が改正され、今年度は4月と10月に施行されます。前々回と前回で改正内容についてお伝えしましたが、今回は、育児休業に関連する雇用保険法の改正についてお伝えします。

【育児休業給付金の延長手続きに添付書類が追加】

保育所などへ入所できないことを理由に育児休業給付金の延長手続きをする場合、従来の添付書類に加えて「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」の提出が必要となります。速やかな職場復帰への意思をもち、保育所等への利用申し込みをした点が審査対象です。

【出生後休業支援給付金の創設】

従業員が、下記の条件を満たす産後パパ育休、育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」が最大28日分支給されます。下記の支給要件が必要です。

(従業員は出生時育児休業給付金、育児休業給付金の受給資格者であることが前提)

- ①従業員が、対象期間（父親：子供の出生後8週間以内、母親：産後休業後8週間以内）に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ②従業員の配偶者が、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること、または、従業員の配偶者も産後パパ育休の期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと。

出生時育児休業給付金及び育児休業給付金は休業前の賃金相当額の67パーセントが本来の給付額（出生時育児休業給付金と育児休業給付金をあわせて180日分までの期間）であるのが、条件を満たせば、13パーセントの給付額の上乗せがあります。

【育児時短就業給付金の創設】

2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに「育児時短就業給付金」が支給されます。他に下記の支給要件が必要です。

- ①2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ②育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと

または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10パーセント相当額が支給されます。

(参考：厚生労働省ホームページ)

危急時遺言

弁護士 長谷川 留美子

皆さんは、危急時遺言という遺言の制度があるのをご存知でしょうか。

危急時遺言とは、疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が、証人三人以上の立会いをもって、その証人の一人に対して遺言の趣旨を口でしゃべって伝え（口授し）、それを聞いた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人二人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押すことによって成立する遺言です。

自筆証書遺言や公正証書遺言が普通の方式の遺言とされるのに対して、危急時遺言は特別の方式の遺言のひとつです。普通の方式の遺言からすると、方式が緩和されていますので、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じないとされています。そして、家庭裁判所は、危急時遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができません。また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、危急時遺言はその効力を生じません。

なお、口がきけない者が危急時遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、口授に代えることができます。また、遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺

言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、読み聞かせに代えることができます。つまり、手話通訳によって遺言をすることができます。

自筆証書遺言や公正証書遺言でも遺言無効が争われることがありますが、危急時遺言では、本当に遺言がなされたのかどうか争いたくなくなることが多くなりそうに思います。

東京高等裁判所令和6年8月29日判決の事案も、危急時遺言が無効とされた事件です。この事例では、死亡の1か月前に危急時遺言が作成されましたが、口授等のなされた日にちや場所等に関する証人3人の供述が合理的な理由なく一致せず又は変遷しているので信用できない、遺言の内容は相続人の一人に有利であるところ、証人Aはその相続人の知り合い、証人Bは証人Aの親戚の弁護士、証人Cは証人Aの知り合いの司法書士であり、中立的な立場とは言えず虚偽の危急時遺言を作成する動機がなかったとはいえない、遺言者は普通の方式による遺言を断念せざるを得ないような客観的状況であったとは認められない、遺言は他の相続人2名に一切の相続をさせない内容であるが遺言者が生前にそのような内容の遺言をする意思を有していたと認めるに足る証拠がない等として、危急時遺言が無効とされました。

やはり、遺言は元気なうちに普通の方式で作成するに限ります。

9月の税務・労務

- 1日◇令和7年6月決算法人の確定申告、12月決算法人の中間申告、9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和7年6月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
- ◇個人事業税第1期分の納付
- ◇個人住民税第1期分の納付
- ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届

- 10日◇源泉所得税の納付
- ◇住民税特別徴収額の納付

- 30日◇令和7年7月決算法人の確定申告、1月決算法人の中間申告、10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和7年7月決算法人の事業所税申告及び納付



10月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
- ◇住民税特別徴収額の納付

- 31日◇令和7年8月決算法人の確定申告、2月決算法人の中間申告、11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
- ◇令和7年8月決算法人の事業所税申告及び納付
- ◇個人住民税第3期分の納付
- ◇労働保険料第2期分の納付（労働保険料事務組合委託の場合・・・11月14日）



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日（予約制）】

令和7年 9月 19日（金）
令和7年 10月 14日（火）
令和7年 11月 19日（水）
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日（予約制）】

令和7年 9月 19日（金）

◎休日のお知らせ

R7年 9 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集

葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅
加藤紀男 都築玲香

暑い日が続いています。

この原稿を書いているのは8月上旬ですが、最高気温が38度、39度と熱中症に警戒すべき日が続いています。

そのような中、「昭和の夏が懐かしい」という声を耳にします。

「風鈴」や「夕涼み」という夏の風物詩がありますが、今はどうなのでしょう・・・。

9月はこの暑さが和らいでいることを願うばかりです。

加藤 紀男